

＜項目＞

民間団体等との連携による家庭の省エネルギー対策事業

＜事業の目的＞

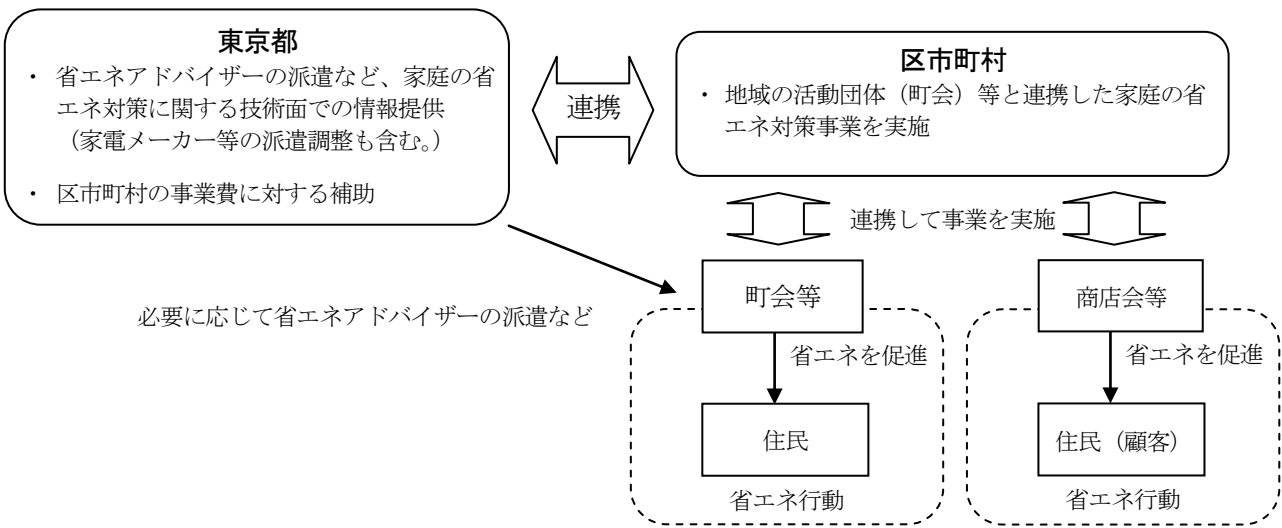
町会等地域のコミュニティ活動団体や商店会等地域の小売店舗等で組織する団体等と連携し、家庭における日常の内部活動の省エネに地域ぐるみで取り組む区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- 2011（H23）年度の東京のエネルギー消費量は、これまでの省エネ対策の積み重ねや震災後も継続している節電対策の影響もあり、震災前（2010年度）と比べると、産業、業務、家庭など全ての部門で減少傾向となっている。しかし、2000（H12）年度対比で見た場合には、家庭部門だけがまだ増加傾向にある。
- 家庭部門のエネルギー消費量を更に削減していくためには、世帯構成や年齢層等に合わせた、よりきめ細やかな対策提案等を行っていく必要があるが、そのためには、都単独での事業展開には限界があり、地域が行う事業や民間企業等との更なる連携が欠かせない。
- 区市町村は、町会等地域のコミュニティ活動団体や商店会等地域の小売店舗等で組織する団体などとのネットワークを有しており、これらとの連携により、効率的な家庭の省エネ対策が期待できる。
- このことから、区市町村が民間団体等と連携して地域ぐるみで取り組む家庭の省エネ対策事業を支援することで、より効果的な家庭の省エネ対策を展開・定着させていくことを目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。
 - (イ) 町会等地域のコミュニティ活動団体（規約等により区域を定め、当該区域内の住民の福祉の向上を図ることを目的とした活動を行う団体をいう。）と連携し、地域ぐるみの取組を促すものであること。
 - (ロ) 商店会等地域の小売店舗等で組織する団体（規約等により区域を定め、当該区域内において中小小売商業又はサービス業に属する事業を近接して営む者が相当数所属し、かつ、組織的な活動を行う団体をいう。）と連携し、当該団体の加盟店舗等を通じて、地域ぐるみの取組を促すものであること。
- イ アの取組の実施によるエネルギー消費量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

20程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

ポイントプログラムを活用した家庭の省エネルギー対策事業

＜事業の目的＞

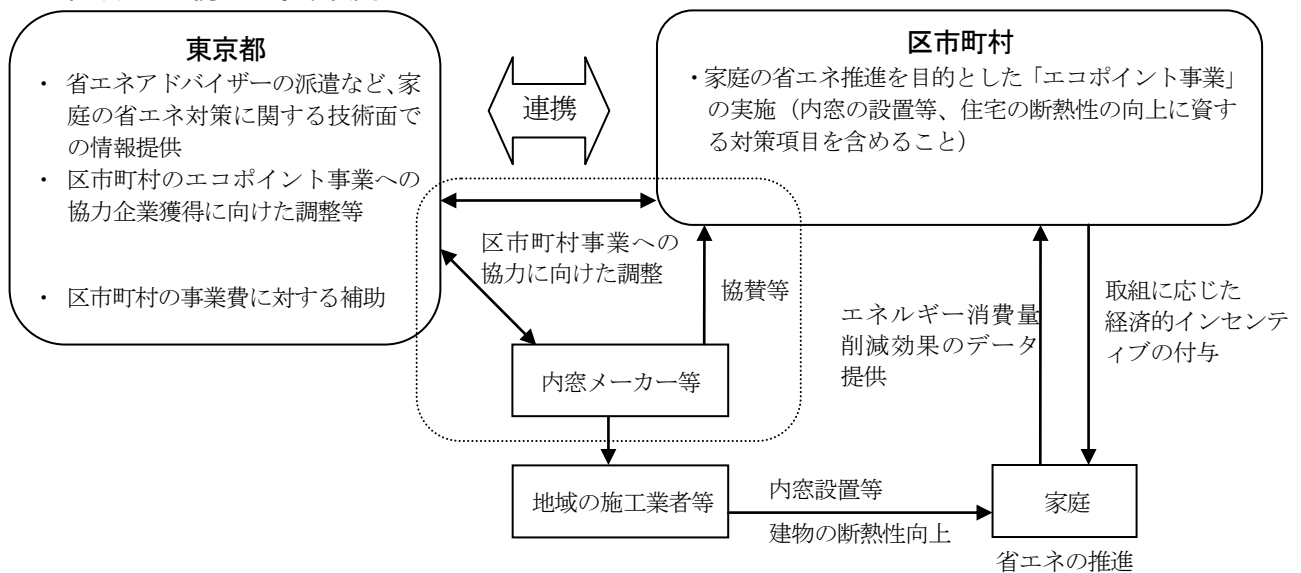
取組に応じた経済的インセンティブを付与するポイントプログラムの仕組みを活用し、家庭の省エネ対策に取り組む区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 2011（H23）年度の東京のエネルギー消費量は、これまでの省エネ対策の積み重ねや震災後も継続している節電対策の影響もあり、震災前（2010年度）と比べると、産業、業務、家庭など全ての部門で減少傾向となっている。しかし、2000（H12）年度対比で見た場合には、家庭部門だけがまだ増加傾向にある。
- ・ 省エネの取組に応じて経済的インセンティブを付与する、いわゆるエコポイント事業は、家庭における無理のない継続的な省エネ行動を促すことのできる仕組みであり、地域経済への貢献も見込める効果的な事業スキームである。また、この仕組みを活用して、更なる効果的な省エネ行動に誘導することも可能である。
- ・ 家庭の省エネ対策においては、内部活動の省エネ（設備機器や日常の省エネ）に加えて、内窓の設置など、建物・住宅そのものの断熱性の強化も重要である。
- ・ このことから、地域の店舗等を活用した内窓設置等、住宅の断熱性の向上に資する対策項目を含めた家庭の省エネ推進を目的とするエコポイント事業を実施する区市町村を支援することで、家庭部門におけるエネルギー消費量の更なる削減を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 各家庭での取組に応じたエコポイント、地域通貨、環境に配慮した物品その他の経済的インセンティブを付与するものであること。
 - (イ) (ア)により各区市町村の区域内への経済効果を創出するものであること。
 - (ウ) 住宅の断熱性向上に資する取組を経済的インセンティブ付与の対象となる各家庭での取組に含めること。
- イ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

- ・ 経済的インセンティブの原資に係る経費は補助対象外とする。
- ・ 「住宅の断熱性の向上に資する取組」とは、内窓（二重窓）の設置、高反射率塗装の塗布、高断熱建築物の認証取得などをいう。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

省エネルギー診断等を活用した中小規模事業所の省エネルギー対策事業

＜事業の目的＞

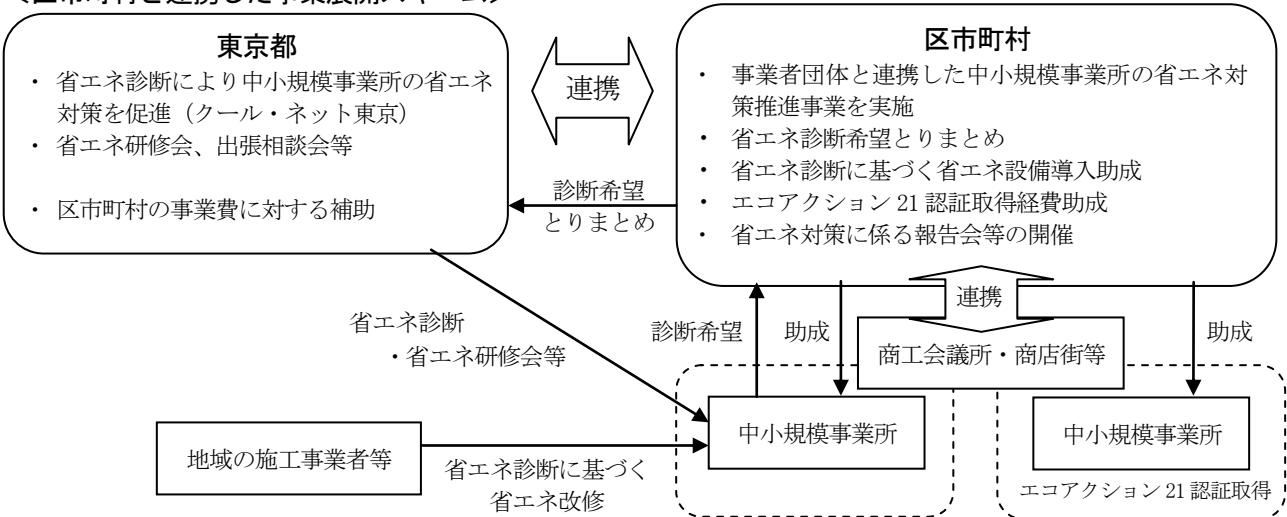
商工会議所や商店街等地域の事業者で組織される団体と連携し、省エネルギー診断の受診又は環境マネジメントシステムの認証取得促進を通じて中小規模事業所の省エネ対策に地域ぐるみで取り組む区市町村の支援を図ることにより、業務部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 都内には全国の1割強を占める約63万の中小規模事業所が存在し、東京における業務部門の約6割のCO₂を排出していることから、中小規模事業所への対策が不可欠である。
- ・ 中小規模事業所の省エネを進めるためには、省エネルギー診断の受診や環境マネジメントシステム（エコアクション21）の認証取得により、事業所自らがエネルギー使用状況を把握し、省エネ推進体制を整備するよう働きかけていくことが有効であるが、都単独での事業展開には限界があり、地域レベルでの取組との連携が欠かせない。
- ・ 区市町村は、商工会議所等地域の事業者団体とのネットワークを有しており、これらとの連携により、事業者間の横の繋がりも活用した効果的な対策が期待できる。
- ・ このことから、区市町村が事業者団体等と連携して取り組む中小規模事業所の省エネ対策事業を支援することで、業務部門におけるエネルギー消費量の更なる削減を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 中小規模事業所における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 事業者で組織される団体（以下「事業者団体」という。）との連携により行う取組であること。
 - (イ) 次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小規模事業所所有者等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。
 - ② 中小規模事業所所有者等であって、かつ中小企業等である者に対し、一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21の認証取得の補助を行うこと。
 - ③ 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断の受診を推進するとともに、各区市町村の各地域における中小企業等を対象とした、当該診断に基づく節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を目的とした報告会等を行うこと。
- イ ア(イ)①及び③の取組の実施に当たっては、東京都地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネルギー診断に係る各区市町村の区域内の中小規模事業所の診断希望を取りまとめ、東京都地球温暖化防止活動推進センターに対して診断申込みを行うこと。
- ウ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定（ただし、エコアクション21の認証取得の補助については、平成28年度末までとする。）

＜留意事項＞

補助対象とする助成金は、「省エネ診断に基づく省エネ設備導入」又は「エコアクション21認証取得」に係る経費を対象としたものに限る。

（本事業の目標）

- 15程度の区市町村で省エネ診断を活用した取組を実施し、中小規模事業所の省エネ対策を推進
- 55程度の区市町村でエコアクション21認証取得支援の取組を実施し、中小規模事業所の省エネ対策を推進

＜項目＞

賢い節電のためのLED活用事業

＜事業の目的＞

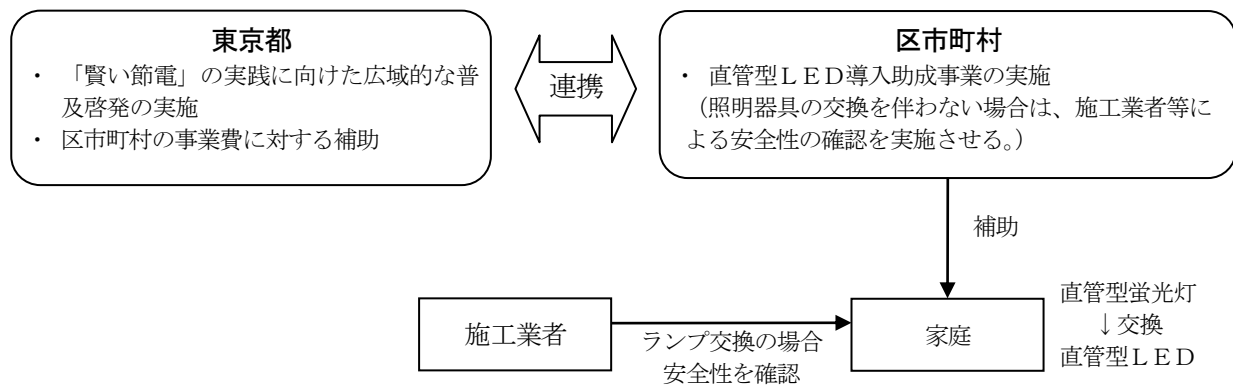
家庭における既設の蛍光灯照明器具（ランプ）の直管型LED照明器具（ランプ）への交換にかかる経費を助成する区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 2011（H23）年度の東京のエネルギー消費量は、これまでの省エネ対策の積み重ねや震災後も継続している節電対策の影響もあり、震災前（2010年度）と比べると、産業、業務、家庭など全ての部門で減少傾向となっている。しかし、2000（H12）年度対比で見た場合には、家庭部門だけがまだ増加傾向にある。
- ・ 家庭の省エネ対策は、無理なく賢く進めていくことが重要であり、その点において、照明器具の高効率化は、手軽にできる効果的な対策のひとつである。
- ・ 電球型LEDは急速な普及により価格低下が進んでいるものの、直管型LEDについては、いまだ価格が高く、コストメリットが得られにくいことから普及が進みにくい状況にある。
- ・ また、既設の蛍光灯照明器具に装着できる直管型LEDランプは、器具とランプの不適合によって、発煙や発火による焼損、ランプ交換時の感電、器具の損傷、ランプの器具からの脱落などの危険性があるため、これら安全面での問題への対策が必要である。
- ・ このことから、住民に身近な区市町村が実施する安全面にも配慮した直管型LED導入による家庭の省エネ推進対策事業を支援することで、賢い節電の定着を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 家庭における、節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものを実施すること。
- (イ) 既設の直管型蛍光灯照明器具の全体（ランプその他の部品で一体として構成される器具の全ての部分をいう。以下同じ。）から直管型LED照明器具の器具全体への交換について補助を行うこと。
 - (ロ) 既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む。）について補助を行うこと。ただし、この場合にあっては、その安全性を確認できたものに限る。
- イ アの直管型LED照明器具の器具全体又は直管型LEDランプは、それぞれ既設の直管型蛍光灯照明器具の器具全体又は直管型蛍光灯ランプよりも省エネルギー効果が高いものであること。
- ウ アの取組の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

既設の直管型蛍光灯照明器具の全体から直管型LED照明器具の器具全体への交換は、直管型LED照明器具をリースにより導入する場合も含む。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

生物多様性保全のための計画策定事業

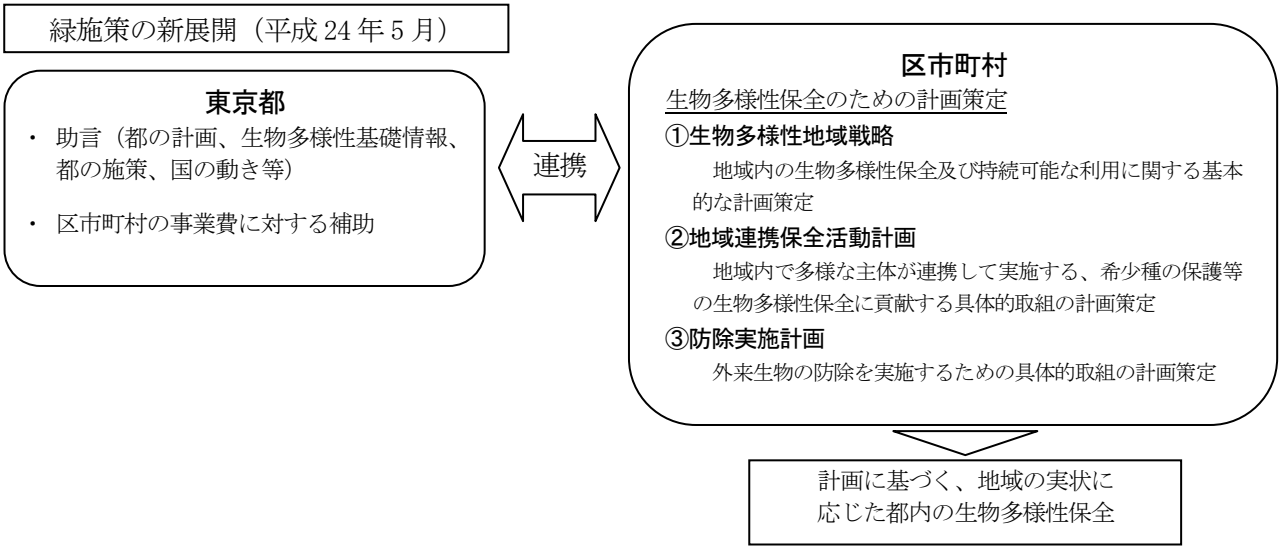
＜事業の目的＞

区市町村による、地域の自然環境や保全活動等の状況に応じた生物多様性保全のための計画策定を支援することで、計画に基づく地域の生物多様性保全につながるきめ細かな取組を都内全域で促進する。

＜都の取組の方向性＞

- 「緑施策の新展開」目標 : 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる
 目標 : 都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している
- ・ 人類の存続の基盤である生物多様性は、開発等による緑の減少、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。
 - ・ 生物資源を大量に消費する大都市の使命としてこれら生物多様性の危機等に対応するため、東京都は平成 24 年 5 月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様性保全に向けた基本的な施策の方向性を示すとともに、平成 25 年 11 月に「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を策定し、特定外来生物であるアライグマ等の都内における防除指針を明らかにした。
 - ・ 生物多様性の状況は地域ごとに大きく異なることから、その保全のためには地域全体での継続的な取組が効果的であり、都の方針策定を契機に、区市町村の地域特性に応じた生物多様性保全の取組を迅速に促進する必要がある。
 - ・ そこで、地域における継続的な活動の要となる区市町村の生物多様性保全のための計画策定を支援することで、地域に密着した継続的な生物多様性保全活動を促し、「緑施策の新展開」で謳う人と自然が共生できる緑豊かな都市東京の実現を目指していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 生物多様性の保全のための計画であって、次のいずれかに該当するもの（以下「生物多様性保全計画」という。）を策定する取組を実施すること。
- (ア) 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略（以下「生物多様性地域戦略」という。）
 - (イ) 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）
 - (ロ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）
- イ 地域連携保全活動計画又は防除実施計画を策定する取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性地域戦略の策定に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3 年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で取組を実施し、生物多様性の保全を推進

＜項目＞

外来種・移入種の積極的防除事業

＜事業の目的＞

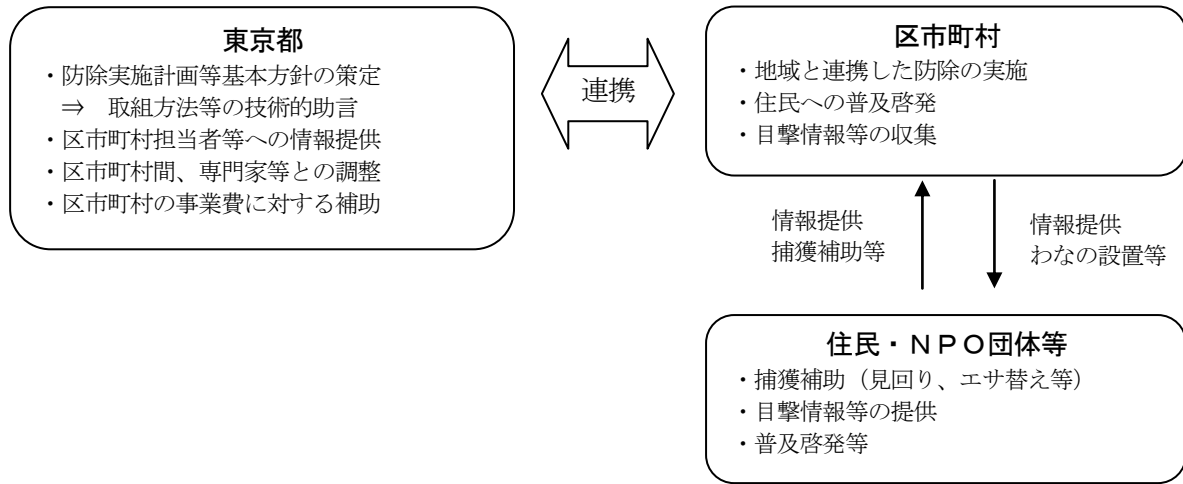
防除実施計画や地域連携保全活動計画等に基づき実施する、区市町村が地域住民等の協力を得ながら行う外来種・移入種対策の取組を支援することで、地域固有の生態系に悪影響を与える特定外来生物等の効果的な防除を都内全域で促進する。

＜都の取組の方向性＞

～「緑施策の新展開」目標：生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる～

- ・ 外来生物は、既に広く都内に分布し、本土部におけるアライグマによるトウキョウサンショウウオの食害、伊豆諸島のニホンイタチによる動物の捕食などに代表されるように、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。
- ・ 地域の生態系等に生ずる被害を防止するため外来種対策を積極的に推進していく必要があるが、生息状況や被害状況に応じた効果的な防除を実施するには、都単独での事業展開には限界があり、地域レベルでの取組との連携が欠かせない。
- ・ また、行政区域を越えて広範に移動する外来生物への対策では、早期に防除の取組を開始するとともに、一部の地域だけでなく、都内全域で取り組んでいくことが重要である。
- ・ そこで、都が防除体制構築を進めるとともに、地域の事情に精通した地域住民等と連携して外来種防除事業を進める区市町村に対し技術面・情報面・財政面で支援していくことで、早期に都内全域で効果的な防除事業を定着させることを目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 防除実施計画若しくは地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が認める防除計画」という。）に基づき行う各区市町村の区域内における特定外来生物（知事が防除の必要があると認める特定外来生物以外の生物を含む。以下同じ。）の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。
- イ アの取組については、地域住民が参加して行うものに限る。
- ウ 知事が認める防除計画に基づきアの取組を実施する場合にあつては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性保全計画の策定に向けた基本方針を定めること。この場合において、当該基本方針中に生物多様性地域戦略の策定に係る考え方を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。
- エ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- オ アの取組の内容を周知するとともに、特定外来生物の防除を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

防除実施計画には、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意することも含まれるとする。

（本事業の目標）

50程度の区市町村で取組を実施し、特定外来生物等の防除事業を推進

＜項目＞

古紙持ち去り問題対策事業

＜事業の目的＞

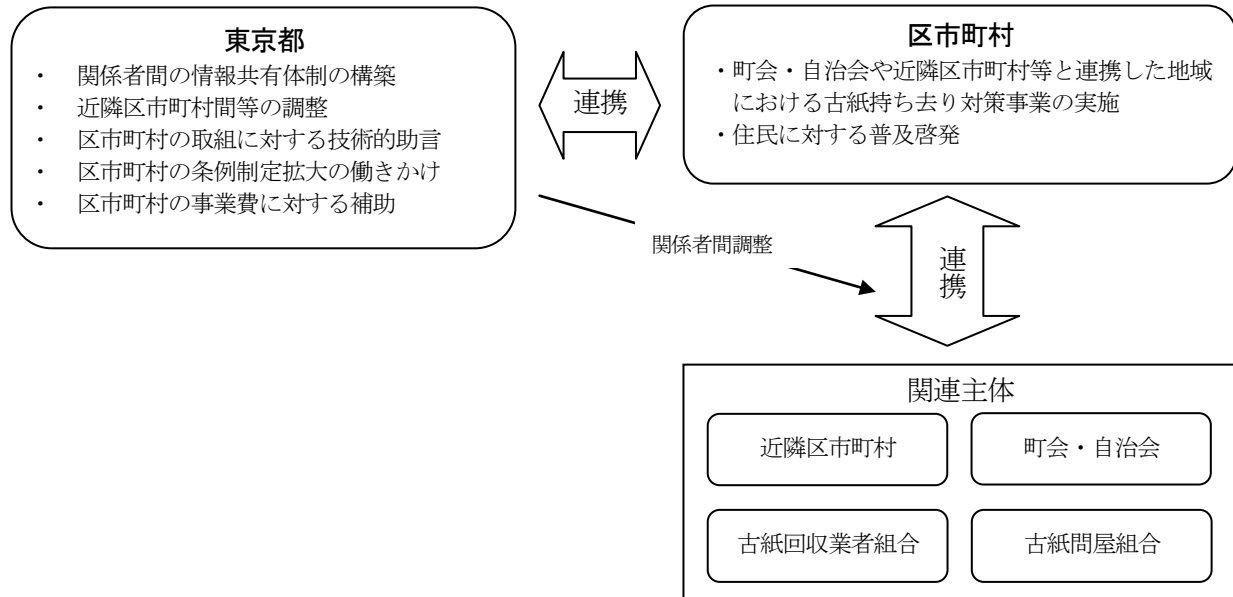
町会・自治会、近隣区市町村、古紙業界団体等との連携により、地域特性に応じた効果的な古紙持ち去り行為対策に取り組む区市町村を支援し、取組地域の拡大を図ることにより、古紙持ち去り行為の根絶を目指す。

＜都の取組の方向性＞

～古紙持ち去り行為の根絶～

- 古紙の持ち去り行為によるリサイクルシステムの崩壊は、区市町村における売却益や回収コストの損失による経済的な打撃のみならず、行政及び公共事業等への信頼の低下をも生じさせる深刻な問題である。
- 都内では禁止条例を制定する区市町村や GPS 等を用いた取組は増えてきたものの、取組状況は区市町村によって異なっており、被害は後を絶たない。
- 古紙の持ち去りは都内全域にわたる問題であるため、都内のどの地域においても効果的な持ち去り対策が実施されているような状態になるよう、取組を面的に拡大させることが重要である。
- 従来の手法による取組だけでなく、地域特性を踏まえ、区市町村や町会・自治会、古紙問屋組合など古紙持ち去りに関わる主体と連携した取組を行うことで、持ち去り防止効果の向上を図る。
- 以上のことから、地域の実情に応じたきめ細やかな対応が可能な区市町村が実施する事業に対し、情報面・財政面での支援を行うことで、より効果的な持ち去り防止対策を展開し、被害の根絶を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 町会、自治会、近隣区市町村、その他民間団体等との連携により、地域における古紙の持ち去り行為の根絶に向けた健全なリサイクルシステムの構築に係る調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、地域における古紙の持ち去りの防止を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

通常のパトロール経費は補助対象外とする。

(本事業の目標)

50程度の区市町村で取組を実施し、古紙持ち去り対策を推進

＜項目＞

水銀含有廃棄物の適正処理の推進事業

＜事業の目的＞

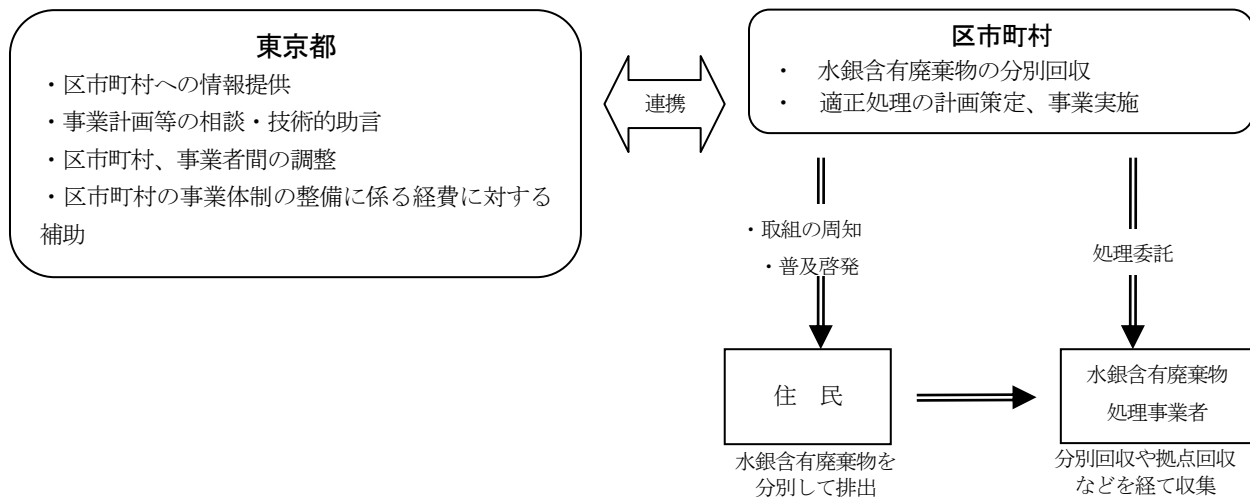
- ・ 区市町村が実施する水銀含有廃棄物の分別回収を拡大し、再資源化促進の支援をすることで東京全体における水銀の適正処理や埋立処分量の削減を図る。
- ・ 都内全域での水銀対策強化を図ることにより、「水銀に関する水俣条約」の発効とそれに伴う国内法整備に対応する。

＜都の取組の方向性＞

～「水銀に関する水俣条約」の発効に向けて都内全域で水銀対策を実施～

- ・ 国内で廃棄される蛍光灯のうち約7割が再資源化されず、破砕後に埋立処分されていると見込まれるが、都内区市町村でも例外ではなく、都内全域での適正処理には至っていない。
- ・ このような状況の中、発効を控える「水銀に関する水俣条約」（平成25年10月採択）では、水銀の供給や使用だけでなく、排出、廃棄までの各段階において総合的な対策・規制が求められることとなり、水銀含有廃棄物の適正処理及び自然界への排出削減が大きな課題となる。
- ・ 以上のことから、都内全域において、国内で水銀使用量が多く且つ使用率の高い廃蛍光灯をはじめとする水銀含有廃棄物の適正処理を早期に強化する必要があるため、より効果的な実施のためには、地域の実情を踏まえた回収・処理が可能な区市町村を情報面、財政面の両面について支援することで、条約に基づく関係法令への対応を推進していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 水銀含有廃棄物の適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
 - (イ) (ア)の取組の結果を踏まえて、水銀含有廃棄物の適正処理を実施するための計画を策定すること。
 - (ウ) (ア)の取組の実施において、回収し、又は収集・運搬した水銀含有廃棄物については、再資源化等の適正処理を行うこと。
このうち、水銀含有廃棄物から回収した水銀については、埋立処分によらず、再資源化又は安全かつ安定的な処分をすること。
 - (エ) 必要に応じて、水銀含有廃棄物の適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、水銀含有廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、水銀含有廃棄物の適正処理に係る体制整備のために必要な経費に限る。）

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で取組を実施し、水銀含有廃棄物の適正処理を推進

＜項目＞

金属資源循環利用のための小型電子機器等再資源化促進事業

＜事業の目的＞

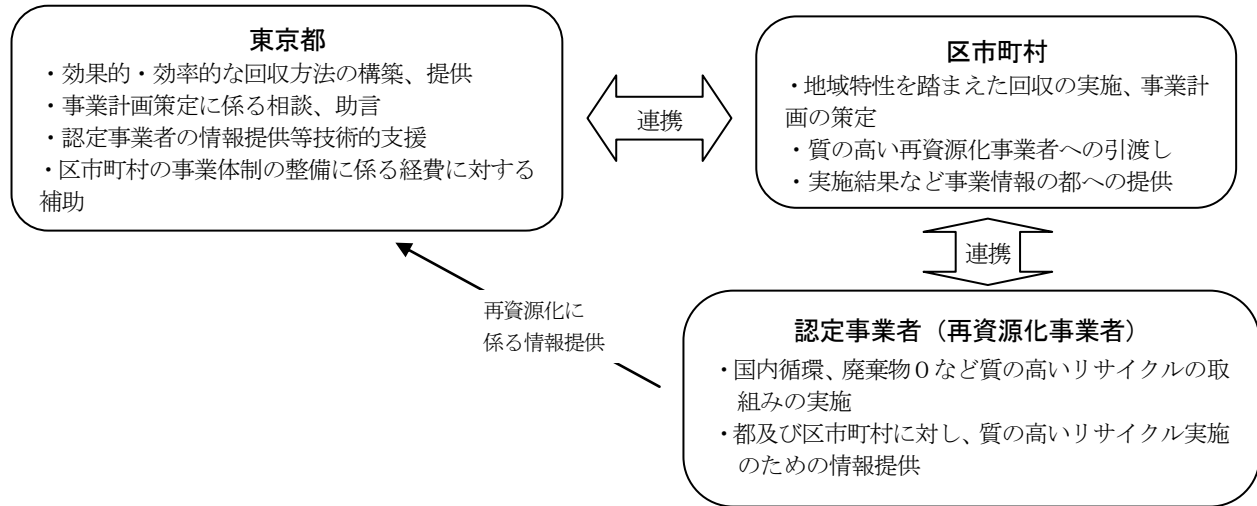
国内金属資源循環利用の促進及び埋立処分量削減のため、不燃ごみや粗大ごみとして埋立処分されている使用済小型電子機器類の区市町村による再資源化事業を支援することにより、廃棄物の適正処理と希少資源の有効利用を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～全区市町村で効果的な小型電子機器リサイクルが発展・定着～

- ・人口と産業が集中する東京において、使用済小型電子機器等のリサイクルは、レアメタルの再資源化だけでなく、付随する金属類・プラスチック類の再資源化による埋立処分量削減にも繋がる重要課題である。
- ・平成25年4月「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行を受け、回収・資源化事業を開始した区市町村も多いが、全区市町村での実施には至っていない。
- ・また、法施行後間もない現時点では、効率的な回収方法、効果的な回収品目の設定は困難である。
- ・小型電子機器等のリサイクルをより一層拡大し、かつ効率的・効果的に事業を推進していくためには、回収方法や回収品目も含め、地域特性に応じた効果的な事業スキームを構築するとともに、関係者間で連携した取組を実施する必要がある。
- ・そこで、地域の実情を把握する区市町村が実施する小型電子機器等のリサイクル事業に対し、事業費の補助を行うとともに、広域的な立場から、各区市町村の実施状況を踏まえた効果的な回収方法に関する技術的助言等を行うことで、都内全域で効果的な小型電子機器等リサイクルが展開・定着していくことを目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）のリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 小型電子機器等のリサイクルに係る設備の選定、調査、事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
 - (イ) (ア)の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電子機器等については、認定事業者（小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けた者をいう。）に引き渡すこと。
 - (ウ) (ア)の取組の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（小型家電リサイクル法第2条第3項に規定する再資源化をいう。）を前提とした小型電子機器等のリサイクルを実施するための計画を策定すること。なお、レアメタルその他有用金属の効果的な循環利用を推進するため、あらかじめ都と調整の上、回収品目、回収鉱種等の条件を計画中に設定すること。
 - (エ) 必要に応じて、小型電子機器等のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、小型電子機器等のリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費に限る。）

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

全区市町村で取組を実施し、小型電子機器リサイクルを推進

＜項目＞

食品廃棄物の発生抑制・リサイクル推進事業

＜事業の目的＞

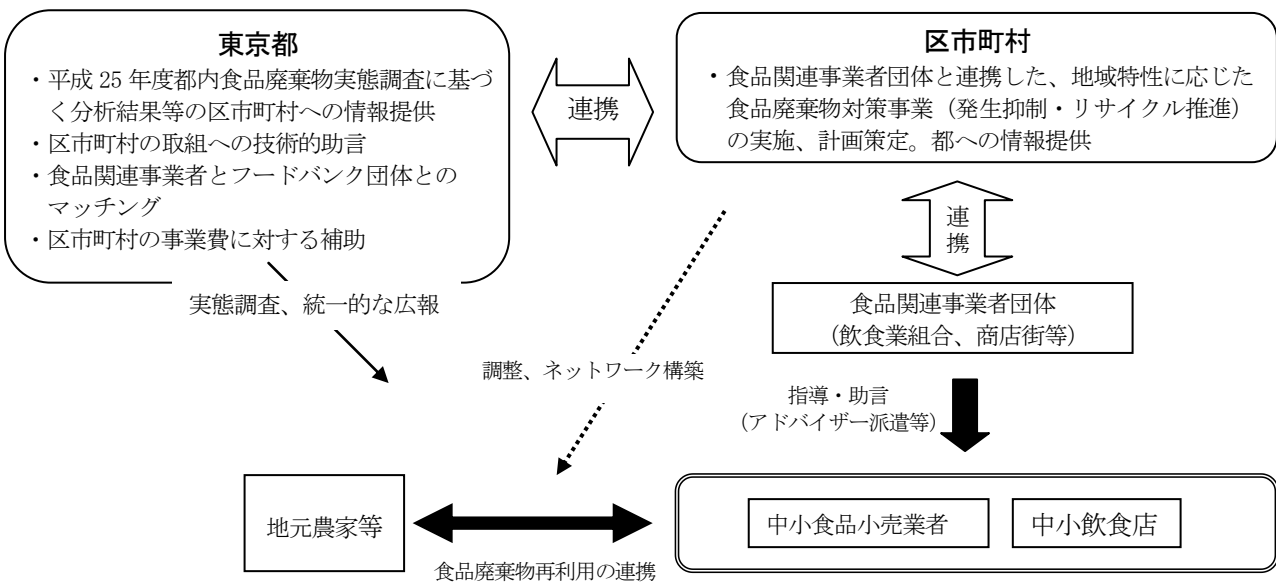
食品小売業や外食産業の事業者で組織される団体等と連携し、事業系食品廃棄物対策に地域ぐるみで取り組む区市町村の支援を図ることにより、事業系食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する。

＜都の取組の方向性＞

～都内全域における事業系食品廃棄物対策の実効性確保及び定着化～

- ・ 国内の「食用資源」年間約 8,500 万トンのうち約 2,000 万トンが食品関連事業者から食品廃棄物として廃棄されているが、排出元である食品小売業や外食産業の事業者は東京都内に特に多く、全国比でも相当数を占めているため、都内における事業系食品廃棄物対策は重要課題である。
- ・ 食品リサイクル法により、食品製造業では進展してきたリサイクルの取組が、川下の食品小売業と外食産業では遅れており、また発生抑制の取組も進んでいない。
- ・ 上記 2 業種からの食品廃棄物の排出量を削減するためには、数多く存在する事業所に対し、きめ細やかな働きかけを行う必要があるが、都単独での事業展開には限界がある。
- ・ 以上のことから、地域の食品関連事業者団体とのネットワークを有する区市町村が行う地域特性に応じた効果的な事業系食品廃棄物対策事業に対し、情報面、財政面から支援を行うことで、事業系食品廃棄物の排出量削減及びリサイクルを推進していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルを推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 食品関連中小企業等（中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者のうち、食品の小売を業として行う者又は飲食店等の営業その他食事の提供を伴う事業を行う者をいう。以下同じ。）を含む複数の事業者で組織された団体（以下「食品関連事業者団体」という。）との連携により行う取組であること。
 - (イ) 食品関連中小企業等に対し、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルに係る指導又は助言を実施すること。
 - (ロ) (イ)の取組の結果を踏まえて、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルのための事業を実施するための計画を策定すること。
 - (ハ) 必要に応じて、食品関連中小企業等に対し、事業系食品廃棄物のリサイクルに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、事業系食品廃棄物の発生抑制又はリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)

全区市町村で取組を実施し、事業系食品廃棄物対策を推進

＜項目＞

在宅医療廃棄物の適正処理の推進事業

＜事業の目的＞

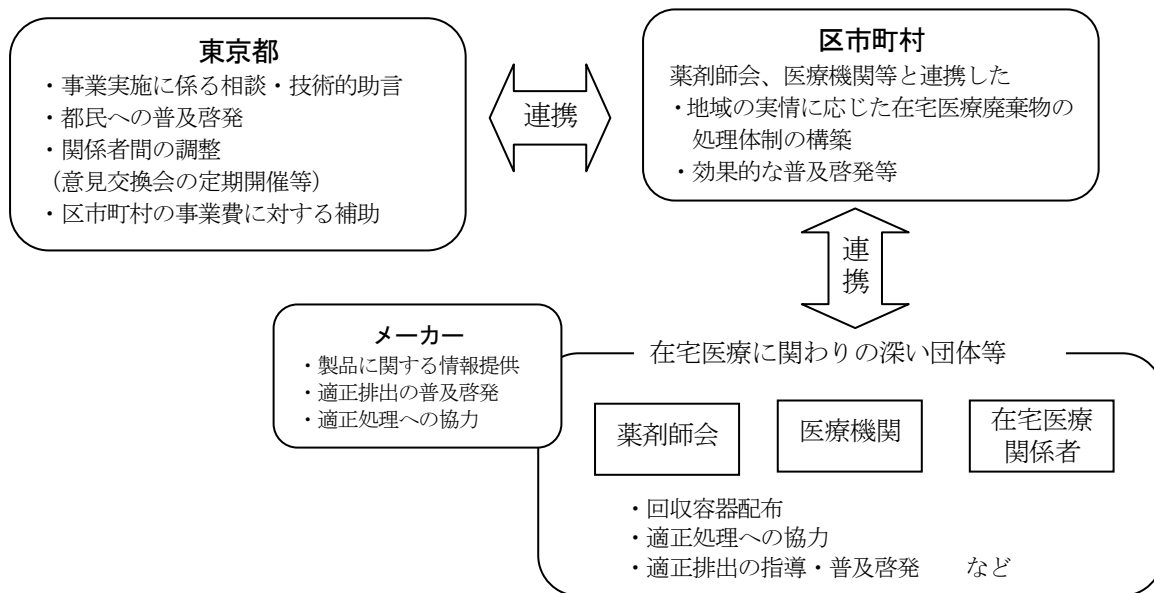
薬剤師会、医療機関等在宅医療と関わりが深い団体等と連携し、在宅医療廃棄物対策に地域ぐるみで取り組む区市町村の支援を図ることにより、在宅医療廃棄物の適正処理を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～効果的な在宅医療廃棄物の適正処理対策を展開～

- ・ 高齢化社会の進展と医療技術の進歩に伴い、在宅医療の実施件数は年々増加しており、今後、在宅医療廃棄物の不適正な排出が増えることが予想され、同時に使用済み注射針による針刺し事故等も増加すると考えられる。
- ・ 在宅医療廃棄物は感染リスク等により取扱が困難なことから、回収・処理方法は各区市町村によって異なる。また、地域によって患者数や医療機関数、薬局数等にばらつきがある等、在宅医療に係る地域ごとの状況に差があるため、地域の薬剤師会や医療機関など、在宅医療関係者と廃棄物収集に携わる区市町村が認識を共有し、連携した取組を進めていくことが重要である。
- ・ 同時に、排出者である患者や住民に対し、在宅医療廃棄物の適正処理に係る問題意識の醸成と正しい知識を持ってもらうことが重要であるため、各地域の実情に応じた、よりきめ細やかな対策や普及啓発を実施する必要がある。
- ・ 以上のことから、薬剤師会や医療機関等、地域の在宅医療関係者とネットワークを有する区市町村が実施する事業に対し、都が情報面・財政面から支援を行うことで、地域における効果的な在宅医療廃棄物適正処理への取組を推進する。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のために、医療機関、薬剤師会その他民間団体等との連携により、在宅医療廃棄物の適正処理に係る調査、事業の実施その他の必要な取組を実施すること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進のための計画を策定すること。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、地域における在宅医療廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)

52 区市町村（薬剤師会の支部がある区市町村）で取組を実施し、在宅医療廃棄物の適正処理を推進

＜項目＞

地中熱利用の促進事業

＜事業の目的＞

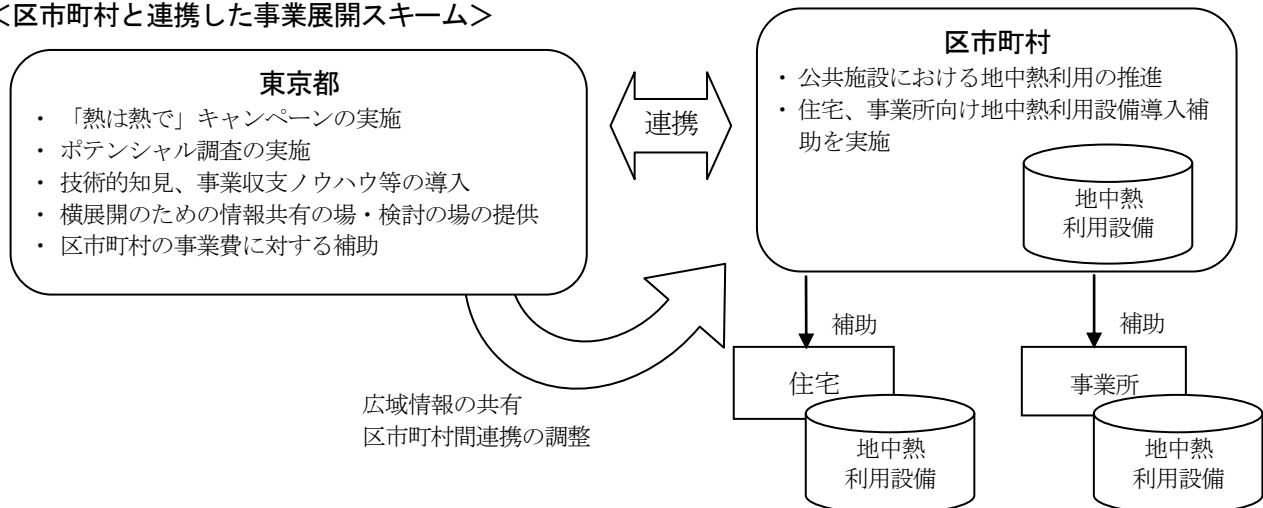
地中熱利用ヒートポンプシステムの導入補助等、地中熱利用の拡大に取り組む区市町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～ ～再エネの割合を20%まで高める～

- ・ 気候変動の危機回避に向けて、省エネの徹底に加えて再生可能エネルギーの導入拡大を進めるなど、需給両面からのエネルギー対策が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- ・ これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していかなければならないが、地域偏在があり、網羅的かつ画一的な導入策の設定は困難である。
- ・ 地中熱は、地域に関わらず利用可能な安定的な再生可能エネルギーであるが、化石燃料由来のエネルギー消費量削減効果に加え、大気への排熱・放熱を抑えることにより、都心部を中心としたヒートアイランド現象の緩和にも大きな効果が期待できる。
- ・ しかしながら、認知度の低さやイニシャルコストの高さなどから普及が進みにくい状況がある。
- ・ このことから、区市町村が実施する地中熱利用を促進する事業を支援することで、再生可能な熱エネルギーの有効利用の一層の拡大を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 住宅、事業所等に供する部分において使用する地中熱の利用を推進する取組であって、次のいずれかに該当するものを実施すること。(イ) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組
- (i) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組
 - (ii) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、公共施設において使用するものの設置等を行う取組
 - (iii) 地中熱の直接利用設備のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組
 - (iv) 地中熱の直接利用設備のうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組
 - (v) 地中熱の直接利用設備のうち、公共施設において使用するものの設置等を行う取組
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、地中熱の利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

- ①住宅用途及び事業用途に供する部分において使用するものの設置補助については、3年度以内で事業期間を設定。
- ②公共施設において使用するものの設置等を行う取組については原則単年度とするが、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大4年度までを補助期間とする。

＜留意事項＞

設置する地中熱利用ヒートポンプシステム及び地中熱の直接利用設備の能力、取組ごとの補助対象経費の上限等、詳細な補助要件の設定あり。(実施要綱参照)

(本事業の目標)

10程度の区市町村で取組を実施し、地中熱利用の促進事業を推進

＜項目＞

間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用の促進事業

＜事業の目的＞

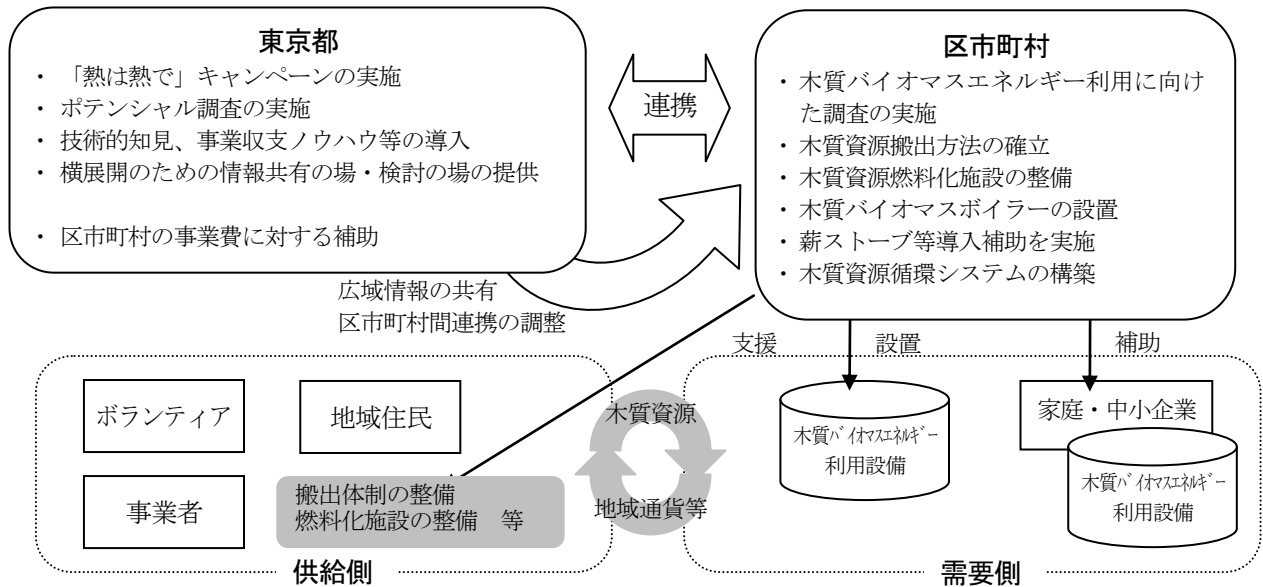
間伐材や剪定枝などの地域資源を活用し、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に地域とともに取り組む区市町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～ ～再エネの割合を20%まで高める～

- ・ 気候変動の危機回避に向けて、省エネの徹底に加えて再生可能エネルギーの導入拡大を進めるなど、需給両面からのエネルギー対策が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- ・ これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していかねばならないが、地域偏在があり、網羅的かつ画一的な導入策の設定は困難である。
- ・ 木質バイオマスエネルギーは、山間部における切捨て間伐材の活用だけでなく、都市部においても公園や街路樹の剪定枝の活用など、それぞれの地域でこれまで廃棄していた木質資源の有効利用により様々な取組が可能である。
- ・ また、これまで未利用であった木質資源を地域で循環させる仕組の構築は、山林の健全化、雇用の創出、地域産業の活性化、廃棄物の発生抑制など幅広い波及効果により、地域活性化に大きく貢献することが期待できる。
- ・ このことから、区市町村が実施する木質バイオマスエネルギーの利用を促進する事業を支援することで、地域資源を活かした最適かつ最大限の再生可能エネルギーの導入促進を図る。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 間伐材、せん定枝その他の木質バイオマス（環境確保条例施行規則第3条の2のバイオマスのうち木に由来するものをいう。以下同じ。）のエネルギー利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 必要に応じて、木質バイオマスのエネルギー利用に資する設備・機器の設置等を行い、又は各区市町村の区域内の家庭若しくは中小企業等に対する当該設備・機器の設置等の補助を行うこと。
- (イ) 木質バイオマスのエネルギー利用に係る各区市町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。（過去に実施している場合を除く。）
- (ウ) 各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

あらかじめ事業全体のスケジュール及び各年度の事業計画を設定した上で、事業完了までを補助期間とする。

＜留意事項＞

木質バイオマス発電設備を導入し、固定価格買取制度を活用する場合、設備導入に係る経費は対象外とする。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、木質バイオマスエネルギー利用促進事業を推進

＜項目＞

小水力発電導入の促進事業

＜事業の目的＞

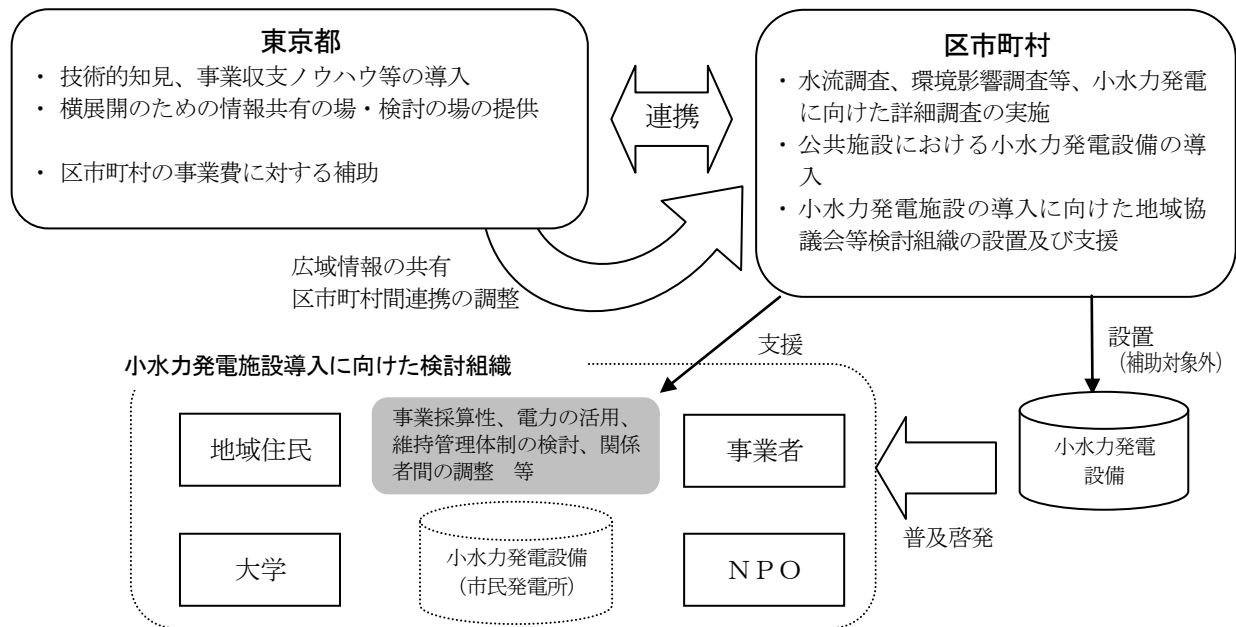
小河川や用水路などの地域資源を活用し、小水力発電の導入に地域とともに取り組む区市町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～ ～再エネの割合を20%まで高める～

- ・ 気候変動の危機回避に向けて、省エネの徹底に加えて再生可能エネルギーの導入拡大を進めるなど、需給両面からのエネルギー対策が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- ・ これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していかなければならないが、地域偏在があり、網羅的かつ画一的な導入策の設定は困難である。
- ・ 小水力発電は、太陽光に比べ気候に左右されない安定性を有している上、河川のみならず、農業用水路や下水道など、水流と落差により広く設置可能性があることから、それぞれの地域特性に応じた様々な取組が期待できる。
- ・ また、水利権関係の手续が緩和されたこともあり、これを機に一層の普及促進を図っていく必要がある。
- ・ このことから、区市町村が実施する小水力発電の導入を促進する事業を支援することで、地域資源を活かした最適かつ最大限の再生可能エネルギーの導入促進を図る。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 小水力発電（水力を原動力とする発電であって、かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置され、かつ、出力が1,000kW以下である発電設備を利用するものをいう。以下同じ。）の導入を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 必要に応じて、小水力発電を行う設備・機器の設置等を行うこと。
- (イ) 小水力発電の導入に係る土地利用条件、流量、環境影響等に関する調査を実施すること。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、小水力発電の導入の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（小水力発電設備・機器の設置等に係る経費を除く。）

＜補助期間＞

あらかじめ事業全体のスケジュール及び各年度の事業計画を設定した上で、事業完了までを補助期間とする。

＜留意事項＞

固定価格買取制度により投資回収が可能であるため、設備導入に係る経費は対象外。

（本事業の目標）

3程度の区市町村で取組を実施し、小水力発電の促進事業を推進

＜項目＞

島しょ地域における再生可能エネルギー利用の促進事業

＜事業の目的＞

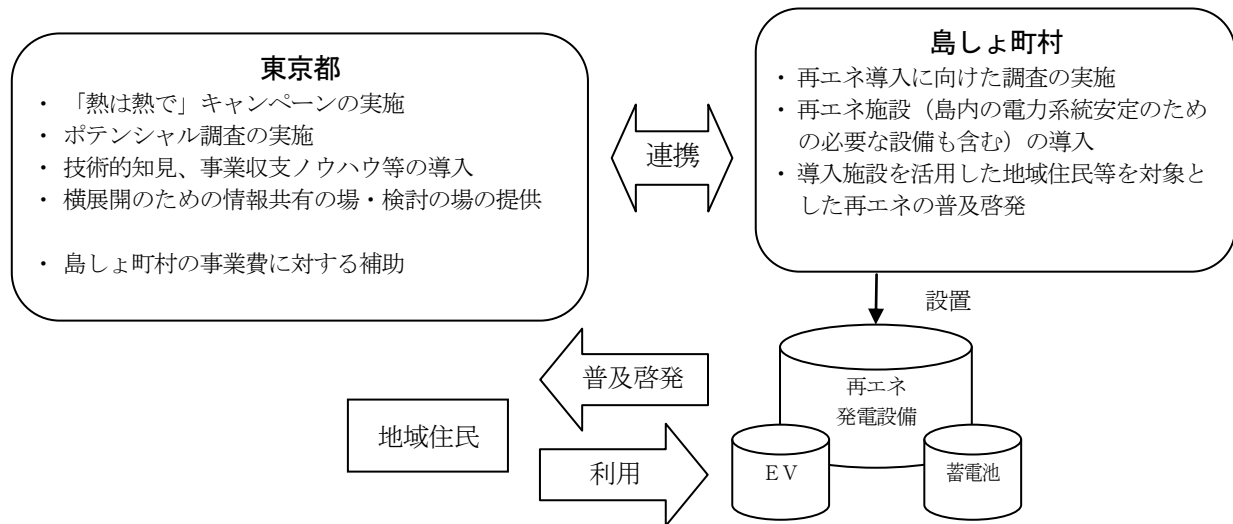
島しょ地域における地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用促進に取り組む町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～ ～再エネの割合を20%まで高める～

- ・ 気候変動の危機回避に向けて、省エネの徹底に加えて再生可能エネルギーの導入拡大を進めるなど、需給両面からのエネルギー対策が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきたが、様々な地理的条件を有する東京において、地域ごとに様々な再生可能エネルギー導入ポテンシャルが存在する。
- ・ これらを積極的に活用し、都内の多種多様な再生可能エネルギーの普及を一層推進していかなければならないが、地域偏在があり、網羅的かつ画一的な導入策の設定は困難である。
- ・ 周囲を海に囲まれ、豊かな自然環境を有する島しょ地域においては、太陽エネルギー、風力のみならず、波力、地熱など地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの活用が期待できる。
- ・ また、電力系統が島内で完結しており、エネルギー供給を内地からの化石燃料の船舶輸送に頼っている島しょ地域においてエネルギーの自給率を高めることは、化石燃料由来のエネルギー消費量の大幅な削減に加えて、地域防災力の強化にも繋がる。
- ・ このことから、島しょ町村が実施する地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入促進事業を支援することで、持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの普及拡大を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 島しょ地域において、再生可能エネルギー（環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (7) 必要に応じて、再生可能エネルギーの利用に資する、また島内の電力系統の安定のために必要な設備・機器の設置等を行うこと。
 - (イ) 再生可能エネルギーの利用に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。（過去に実施している場合を除く。）
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに工事請負費

＜補助期間＞

あらかじめ事業全体のスケジュール及び各年度の事業計画を設定した上で、事業完了までを補助期間とする。

＜留意事項＞

「島内の電力系統の安定のために必要な設備・機器」は、再エネ発電設備と一体で導入する蓄電池、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び充電設備とする。

（本事業の目標）

5程度の町村で取組を実施し、再エネ利用促進事業を推進

＜項目＞

地域のポテンシャルに応じた太陽エネルギー活用普及促進事業

＜事業の目的＞

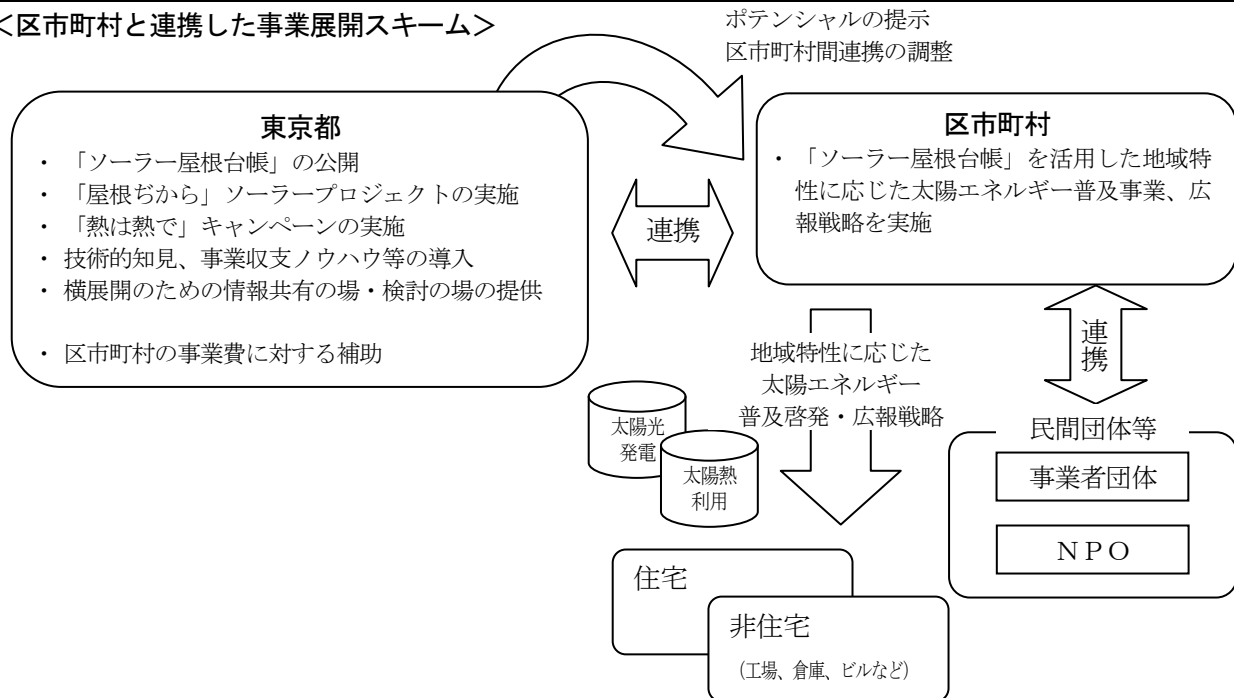
「ソーラー屋根台帳」を活用し、地域の太陽エネルギーポテンシャルに応じた効果的な太陽光発電・太陽熱利用の普及促進策を実施する区市町村の支援を図ることにより、再生可能エネルギー利用の普及拡大を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～ ～再エネの割合を20%まで高める～

- ・ 気候変動の危機回避に向けて、省エネの徹底に加えて再生可能エネルギーの導入拡大を進めるなど、需給両面からのエネルギー対策が必要である。
- ・ 都はこれまで太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に進めてきているが、都内の建物には、いまだ豊富な導入ポテンシャルが存在するため、更なる太陽光発電・太陽熱利用の普及拡大を進めていかなければならない。
- ・ そのためには、都内全域を対象とした画一的な普及策には限界があり、「ソーラー屋根台帳」のデータ分析を踏まえ、地域ごとの太陽エネルギーポテンシャルに応じたきめ細やかな対策が必要である。
- ・ このことから、区市町村が実施する「ソーラー屋根台帳」を活用した地域特性に応じた太陽光発電・太陽熱利用の普及促進事業を支援することで、自立・分散型エネルギーの一層の普及拡大を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 地域における太陽エネルギーの活用の普及を促進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- 都が提供するソーラー屋根台帳（都内の建物ごとの太陽光発電可能量等の推計値を地図に記した台帳をいう。）のデータを活用した、太陽エネルギーの活用可能性の地域特性に応じた取組であること。
 - 事業者団体、NPOその他民間団体等と連携した取組であること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、地域における太陽エネルギーの活用の普及を促進するための計画を策定すること。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、太陽エネルギーの活用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、及び備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

通常の太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の導入に係る経費は対象外。

（本事業の目標）

40程度の区市町村で取組を実施し、地域のポテンシャルに応じた太陽エネルギー活用促進事業を推進

＜項目＞

樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業

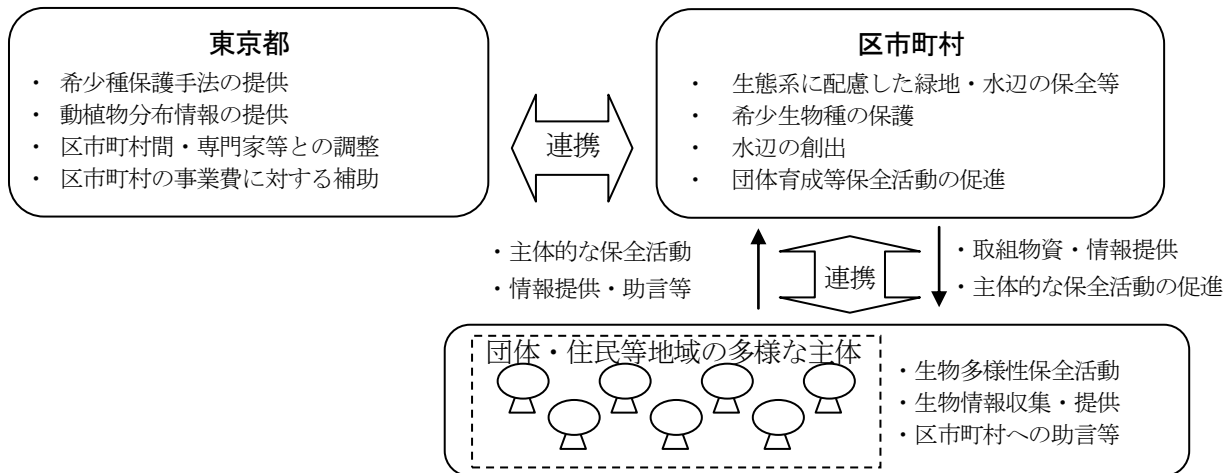
＜事業の目的＞

地域連携保全活動計画等に基づき実施する、区市町村が地域における多様な主体と連携して行う生物多様性保全の取組を支援することで、自然地や水辺などの動植物の生息・生育場所の保全、希少種などの種の保全を促進する。

＜都の取組の方向性＞

- 「緑施策の新展開」目標 : 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる
 : 都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している
- 東京には、原生的な自然だけでなく、里山や樹林地、湧水や水路など地域特有の生物の生息・生育の場として重要な機能を果たす人里の自然が点在しているが、これらの利用を通じた人による働きかけの減少などにより、雑木林の荒廃・湧水の枯渇等を招き、キンラン・エビネ・ニホンアマガエル等これまで生息・生育してきた動植物が姿を消しつつある。
 - 都市化が進む東京に残された貴重な自然を守り生物多様性の損失を止めるためには、これら二次的自然地を保全していくことが必要であるが、その保全活用にあたっては、それぞれの地域の特性に応じた手法を用いた地域主体による自発的な取組が重要である。
 - そこで、市民団体、住民等地域における多様な主体と連携し、積極的な生物多様性保全活動や活動促進に向けた団体育成等を行う区市町村を支援する。これにより、区市町村の区域内の拠点となる自然地の生物多様性が保全されるとともに、それぞれの区市町村の拠点同士がつながりを有するように都が誘導していくことで、都全体の広域的な観点からエコロジカル・ネットワークを構築していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるもの（以下「知事が認める活動計画」という。）に基づき行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかに該当するものを満たすものを実施すること。
- 里地里山、樹林地などの自然地の生態系を保全する取組
 - 湧水、水路などの水辺の生態系を保全する取組
 - 希少生物種を保護する取組
- イ アの取組については、地域における多様な主体と連携して行うものに限る。
- ウ 知事が認める活動計画に基づきアの取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえて、生物多様性保全計画の策定に向けた基本方針を定めること。この場合において、当該基本方針中に生物多様性地域戦略の策定に係る考え方を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに生物多様性地域戦略を策定している場合を除く。
- エ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- オ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費（ビオトープ（特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間のことをいう。）（水辺のものに限る。）の創出に係る経費に限る。）並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

希少生物種の定義は実施要綱参照

（本事業の目標）

50程度の区市町村で取組を実施し、生物多様性地域連携保全活動を推進

＜項目＞

地域発・屋敷林保全再生事業

＜事業の目的＞

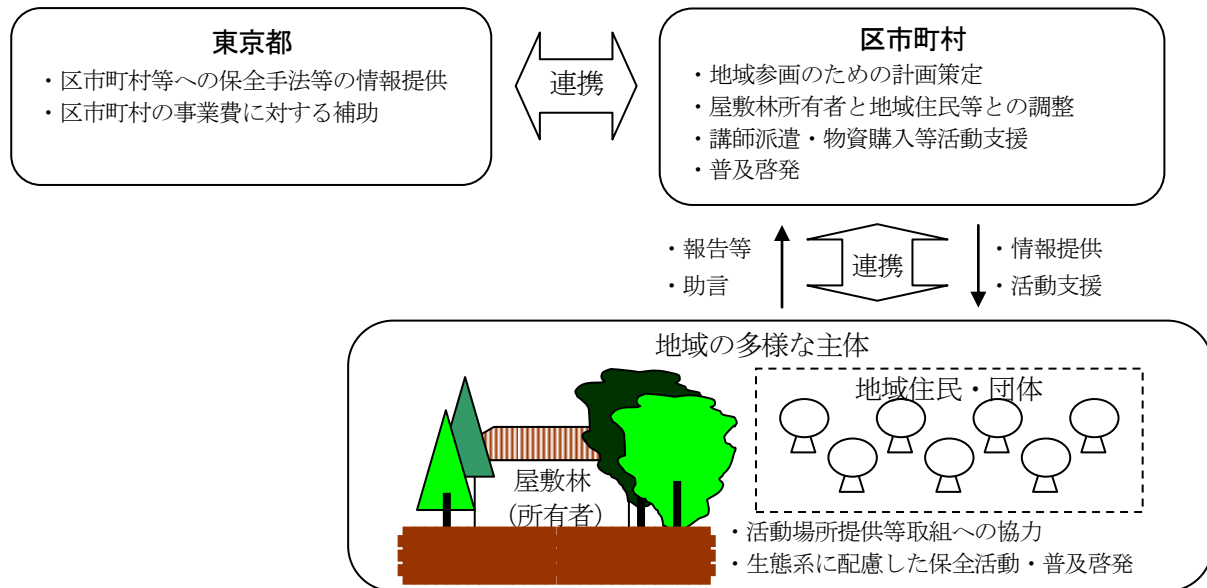
地域参画による屋敷林の保全・再生を目指す区市町村の取組を支援することで、①地域活動により屋敷林の緑の質を向上させエコロジカル・ネットワークの拡大を図るとともに②都民が生きものに触れ、自然を体験できる普及啓発の場にするなど、屋敷林を生物多様性の情報発信拠点として活用していく。

＜都の取組の方向性＞

「緑施策の新展開」
 目標 : 東京に残された貴重な緑である農地や森林などが保全されている
 : 都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している
 : 緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している

- ・市街地の中に残された屋敷林は、シラカシやケヤキなどの在来種が生育し、生きものの貴重な生息空間であるとともに、地域住民が生物多様性に触れる貴重な体験場所としても、ポテンシャルが高い存在である。
- ・しかし、屋敷林所有者にとっては日常の維持管理の負担が大きいため、周辺住民から落ち葉や日照で苦情を受けることもあり、それが屋敷林の伐採などの一因となっている。
- ・屋敷林は、個人の資産ではあるが、都が目指す生態系に配慮したエコロジカル・ネットワークの創出に寄与するものであり、地域共有の財産として地域ぐるみで保全していくことが重要である。
- ・そこで、屋敷林の所有者と地域住民等を結びつけ、生態系に配慮した保全活動や屋敷林を活用した生物多様性保全のための普及活動などを行う区市町村を支援することで、都内に残された貴重な緑地である屋敷林の緑の質を向上させエコロジカル・ネットワークの拡大を実現していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 地域連携保全活動計画又は目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるものに基づき行う各区市町村の区域内における屋敷林の保全のための取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) せん定・下草刈りなど生物多様性の保全に資する取組
 - (イ) 地域における多様な主体と連携した取組
 - (ウ) 住民向け観察会など屋敷林を活用した普及啓発の取組
- イ アの取組の結果を踏まえて、補助事業の対象とする屋敷林の長期保全に向けた基本方針を定めること。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、屋敷林の保全を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

屋敷林の定義は実施要綱参照

(本事業の目標)

20程度の区市町村で取組を実施し、屋敷林の保全を推進

＜項目＞

花と樹木による緑化推進事業

＜事業の目的＞

地域における民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村を支援することで、人々を魅了する「美しい緑」に包まれた、環境と調和した美しい都市東京の実現を図る。

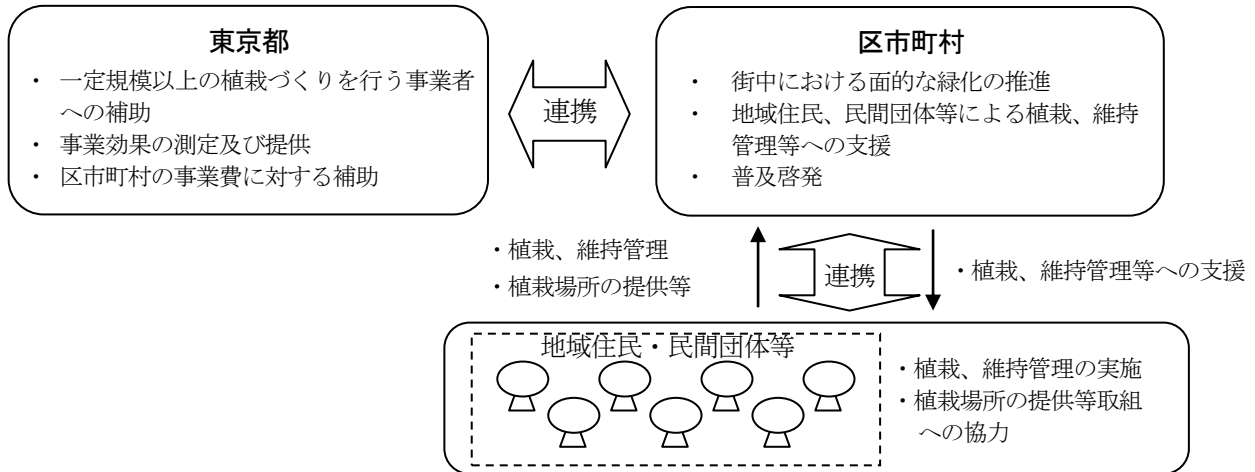
＜都の取組の方向性＞

「緑施策の新展開」
目標

緑のムーブメントが定着し、都民、企業等による主体的な緑化や保全活動が活性化している

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック大会に向け、国内外からの来訪者を迎える「おもてなし」の観点から、都市の魅力を高めていくことが必要である。
- ・ 花や緑は、潤いや安らぎの付与、風格ある美しい都市景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和など、多様な効能を有することから、魅力ある街づくりにとって重要な要素である。
- ・ 都はこれまで、緑の量を増やす取組とともに、在来種の植栽の推進など、緑の質を高める取組を推進している。今後は、こうした取組に加え、都市の魅力を引き上げる花と樹木を活かした緑化の拡大を推進していく必要がある。
- ・ 街中において面的な広がりを持った緑化を進めていくとともに、創出した花と樹木をオリンピックのレガシーとして持続可能なものとするためには、区市町村が主体となって各地域における花と樹木を創出していくことに加え、地域の様々な主体が自発的に花と樹木を育てていく環境づくりが不可欠である。
- ・ このことから、地域住民、民間団体等と連携し、花と樹木による緑化を積極的に進める区市町村を支援する。これにより、2020年オリンピック・パラリンピック大会終了後も継続する、環境と調和した美しい都市東京の実現を目指していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 個人又は民間団体等との連携により、都内に植栽、花壇等（壁面緑化を含む。）の設置を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。
- 都民等の目に触れる場所又は都民等が立ち入ることができる場所（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園その他これに類する公園を除く。）への植栽、花壇等の設置であること。
 - 植栽面積が50㎡以上であること（空き家対策により更地になった土地に植栽する場合を除く。）。
 - 植栽面積における草花（地被植物のみの場合を除く。）又は樹木の占める割合が3分の1以上であること。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、花と樹木による緑化の推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、工事請負費、並びに負担金補助及び交付金

【補助対象経費の上限】植栽、花壇等の設置に要する経費について、1箇所当たり20,000千円

＜補助期間＞

平成32年度までの間で事業期間を設定

＜留意事項＞

- ・ 個人又は民間団体等が植栽、花壇等を設置する場合において、都が別途実施する緑化推進を目的とした補助事業への申請が可能である場合は、補助対象外とする。
- ・ 特定外来生物及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト掲載種の植栽は補助対象外とする。
- ・ 緑化計画書義務分及び都市開発諸制度による緑化は補助対象外とする。

（本事業の目標）

10程度の区市町村で取組を実施し、花と樹木による緑化を推進

＜項目＞

人的被害を及ぼす外来生物に対する防除事業

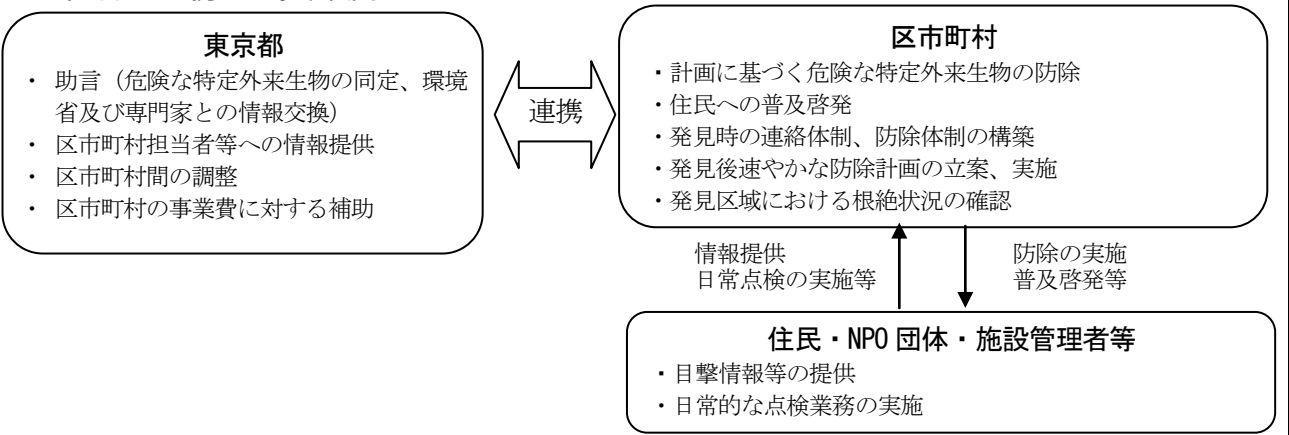
＜事業の目的＞

人的被害を及ぼす危険な特定外来生物の防除を計画的に進める区市町村を支援することで、都内における人の生命及び身体への被害を防止するとともに、生物多様性を保全する。

＜都の取組の方向性＞

- 「緑施策の新展開」目標 : 生態系に配慮した緑の確保や外来種対策等が講じられ、希少種等の保全が進んでいる
 目標 : 都民、企業、NPO など、あらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している
- ・ 外来生物は、既に広く都内に分布し、本土部におけるアライグマによるトウキョウサンショウウオの食害、伊豆諸島のニホンイタチによる動物の捕食などに代表されるように、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。
 - ・ 加えて、平成 26 年 9 月には、有毒の特定外来生物であるセアカゴケグモが東京で初めて発見されるなど、人的被害を防ぐ面からも、危険な特定外来生物への対応が一層求められる状況にある。
 - ・ 生息状況や被害状況に応じた危険な特定外来生物の防除を効果的に進めるためには、都単独での事業展開には限界があり、地域の事情に精通した区市町村の取組との連携が欠かせない。
 - ・ 一方、危険な特定外来生物の都内発生事例は少なく、行政関係者の知見や経験は万全とは言えない。
 - ・ そのため、危険な特定外来生物に関する区市町村との連絡協議会の設置や緊急対策事業の実施を通じて、都は平成 27 年度から区市町村との情報共有・連携体制の構築を開始した。
 - ・ 引き続き、地域特性に応じた区市町村の取組を技術面・情報面・財政面で支援することで、都と区市町村との連携を強化し、危険な特定外来生物の早期の発見と発見区域からの根絶を目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除計画であって知事が適当と認めるものに基づき、人の生命及び身体に被害を及ぼすものとして付表 3 の右欄に掲げる種名等(亜種又は変種を含む。)に属する特定外来生物(以下「危険な特定外来生物」という。)の捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、あらかじめ都と調整の上、区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。当該方針には、対象種の根絶状況を確認する手法を記載すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、危険な特定外来生物の防除を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3 年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

- ・ 発生 1 か所につき 3 年度を超えて防除を要する場合は、その費用は区市町村が負うこと。
- ・ 付表 3 の右欄に掲げる危険な特定外来生物は、キョクトウサソリ科の全種、Atrax 属の全種(ジョウゴグモ科の 1 属)、Hadronyche 属の全種(ジョウゴグモ科の 1 属)、L. reclusa(イトグモ科の 1 種)、L. laeta(イトグモ科の 1 種)、L. gaucho(イトグモ科の 1 種)、ゴケグモ属の全種(ハイイロゴケグモ及びセアカゴケグモを含む)、ヒアリ、アカカミアリ、コカミアリの種に属する生物とする。

(本事業の目標)

危険な特定外来生物を発見した全ての区市町村で取組を実施し、蔓延や定着を予防

＜項目＞

江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）

＜事業の目的＞

区市町村による、地域の自然環境や生物多様性保全・回復のために在来の植物を活用した公園等の整備を支援することで、地域の生物多様性保全につなげるとともに、東京都全体で豊かな自然環境と多様な生物が共生した都市環境の創出を目指す。

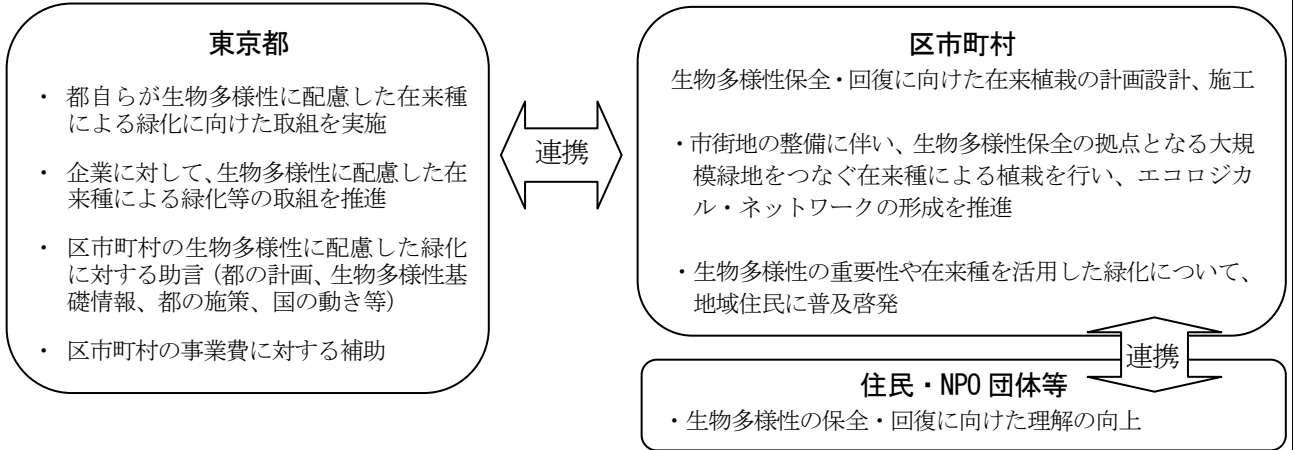
＜都の取組の方向性＞

長期ビジョン : 自然豊かで都市に潤いを与える水と緑のネットワークを構築

政策目標 : 緑の創出・保全を進め、豊かな自然環境と多様な生物が共生した潤いある生活を次世代に継承

- ・ 人類の存続の基盤である生物多様性は、開発等による緑の減少、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。
- ・ 東京全体の生物多様性の保全・回復に向けた取組として、都は、在来の生きものの本来のエサや生息空間として重要な機能を果たす外来植物に注目し、周辺地域の自然との連続性に配慮した在来種の植栽を推進している。
- ・ 地域本来の在来種を活用し、多様な生きものの生息空間の拡大に寄与するエコロジカル・ネットワークを都内全域で形成するためには、地域の生物多様性保全の拠点である公園や緑地等を活用した区市町村の先導的な取組との連携が欠かせない。
- ・ そこで、エコロジカル・ネットワークの形成に向け、事業対象地周辺の動植物調査の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する在来種植栽を行う区市町村を支援する。これにより、地域の生物多様性の保全・回復を促し、区市町村とともに、東京都全体で人と自然が共生できる緑豊かな都市の実現を目指していく。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 区市町村が所有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種(都内にその本来の生息地を有する種をいう。以下同じ。)の植栽を推進する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を行うこと。
 - (イ) (ア)の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草等の全てについて在来種を使用すること。
 - (ウ) 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草木類を組み合わせ、多層な植栽となるよう努めること。
 - (エ) 立案した計画・設計を基に、植栽施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。
- イ アの取組の結果を踏まえて、区市町村内におけるエコロジカル・ネットワークの形成に向けた基本方針を定めること。ただし、補助事業が完了するときまでに同様の方針を策定している場合を除く。
- ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- エ アの取組の内容を周知するとともに、生物多様性の保全を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、使用料、賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

エコロジカル・ネットワークとは、野生生物が生息・生育する様々な空間がつながる生態系のネットワークのことを示す。

（本事業の目標）

50程度の区市町村で取組を実施し、生物多様性の保全・回復を推進

＜項目＞

都内中小クレジットの活用推進事業

＜事業の目的＞

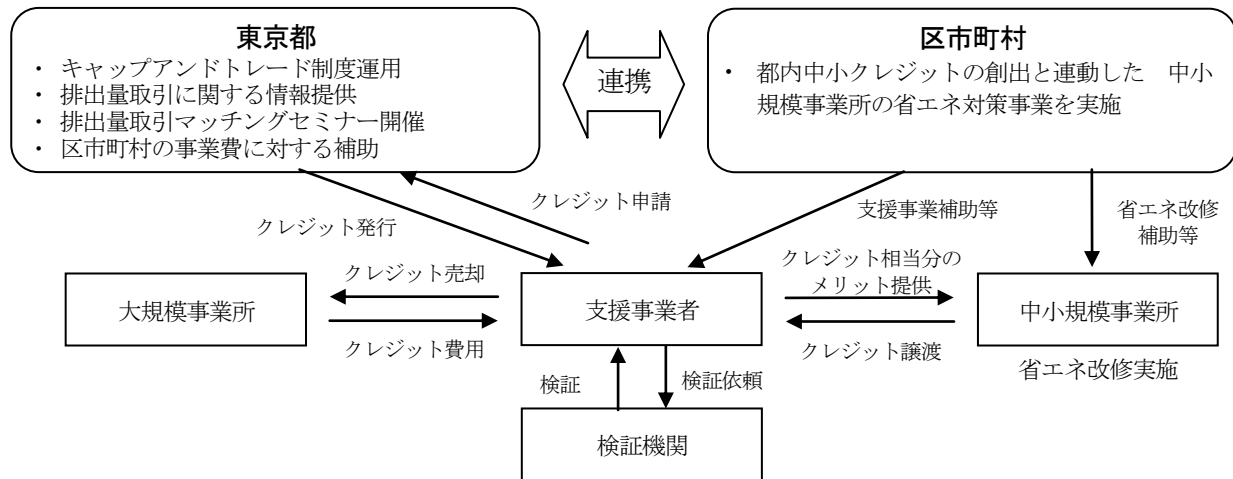
キャップアンドトレード制度における都内中小クレジットを活用した中小規模事業所の省エネ対策に取り組む区市町村の支援を図ることにより、業務部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 都内には全国の1割強を占める約69万の中小規模事業所が存在し、東京における業務部門の約6割のCO₂を排出していることから、中小規模事業所への対策が不可欠である。
- ・ 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」において、都内中小クレジットの取引を活性化させることで、総量削減効果を中小規模事業所にまで広げることが期待できる。
- ・ しかし、省エネ推進体制が整備されていないことも多い中小規模事業所にとって、クレジット創出手続にかかる負担は大きく、また、個々の中小規模事業所で創出したクレジットはロットが小さく、取引に結びつきにくい。
- ・ そのため、中小規模事業所のクレジット創出をサポートするとともに、取引に繋げる仕組みと連動させた区市町村による省エネ推進事業を支援することで、中小規模事業所のエネルギー消費量の一層の削減を推進する。
- ・ また、第1計画期間の終了を間近に向かえ、義務履行困難な事業所の計画的なクレジット購入を誘導するため、中小企業支援にもつながる意味からイメージの良い都内中小クレジットの購入を呼び水とし、確実な義務履行への一助となることを目指す。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 都内中小クレジット（環境確保条例第5条の1第1項第2号イの都内削減量をいう。以下同じ。）を活用して、中小規模事業所における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
- (ア) 中小規模事業所所有者等に対し、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うものであること。
- (イ) 中小規模事業所所有者等であって、かつ、中小企業等である者に対し、必要に応じて節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器の性能は、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン（平成22年3月18日付21環都総第692号）に定める認定基準を満たすこと。
- (ロ) 都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う支援事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するとともに、支援事業者に対して次の条件を設定すること。
- ① 中小規模事業所の節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等により見込まれる都内中小クレジットの発行に当たり、中小規模事業所所有者等が行うべき手続を支援すること。
 - ② (イ)の補助がある場合にあつては、中小規模事業所所有者等が当該補助金の交付申請を行うに当たり必要な手続を支援すること。
 - ③ ①その他の手段により支援事業者が都内中小クレジットの発行を受けることについて、中小規模事業所所有者等から同意を得ること。
 - ④ 中小規模事業所所有者等に対し、③により発行を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。
 - ⑤ ③により発行を受けた都内中小クレジットを大規模事業所（中小規模事業所以外の事業所をいう。）の所有者等へ販売することで、地域内等での取引の促進に努めること。
- イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

（本事業の目標）

8程度の区市町村で取組を実施し、中小規模事業所の省エネ対策を推進

＜項目＞

既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業

＜事業の目的＞

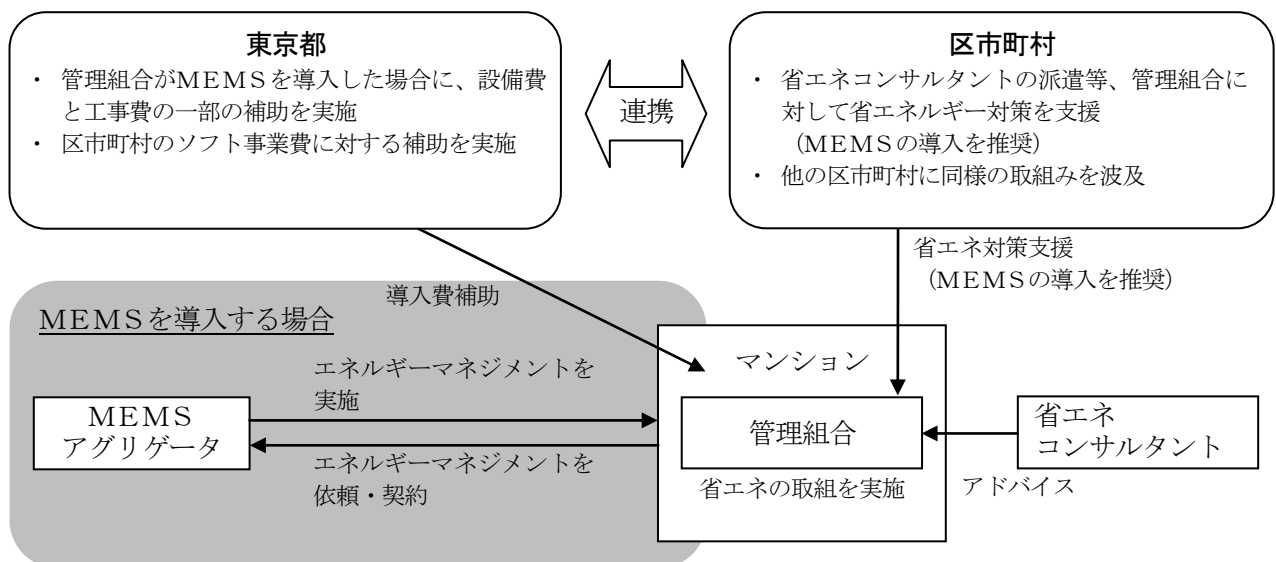
管理組合等との連携により、既存共同住宅の共用部分の省エネの推進に取り組む区市町村の支援を図ることにより、家庭部門のエネルギー消費量の削減を推進する。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 都内には約13万棟の集合住宅に都民の約6割が居住しており、省エネルギー化への大きなポテンシャルを持っている。しかしマンションの省エネ化は、居住者にとって効果が見えにくく、居住者の合意形成を図るために労力を要するなどから、取組が進みにくい状況にある。
- ・ 都はこれらマンション等の集合住宅に対し、IT技術を活用したエネルギー管理システム（MEMS）の導入を支援しスマートマンションの普及を推進する。
- ・ しかし、MEMSの導入を含め、マンションの省エネ化を進めるためには、居住者の合意形成に向け、管理組合によるエネルギー使用状況の把握や効果的な省エネ対策の理解が不可欠であり、こうしたきめ細かい対策を実施する区市町村との連携が効果的である。
- ・ このことから、区市町村が取り組む省エネコンサルタントの派遣等、マンションの管理組合を対象とした省エネルギー対策の推進事業を支援するとともに、区市町村を通じて、管理組合に対するMEMS導入によるエネルギーマネジメントの周知を図ることにより、マンションの省エネ対策の一層の促進を図る。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

- ア 既存の共同住宅の共用部分における節電その他の省エネルギー対策の実施を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
 - (7) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律68号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。
 - (4) 共同住宅の所有者又は管理組合に対して、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うため、コンサルタントを派遣すること。
- イ アの取組によるエネルギー使用量及びCO₂削減効果の集計及び検証を行うこと。
- ウ アの取組の内容を周知するとともに、区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)

10程度の区市町村で取組を実施し、家庭の省エネ対策を推進

＜項目＞

EVコミュニティバス導入事業

＜事業の目的＞

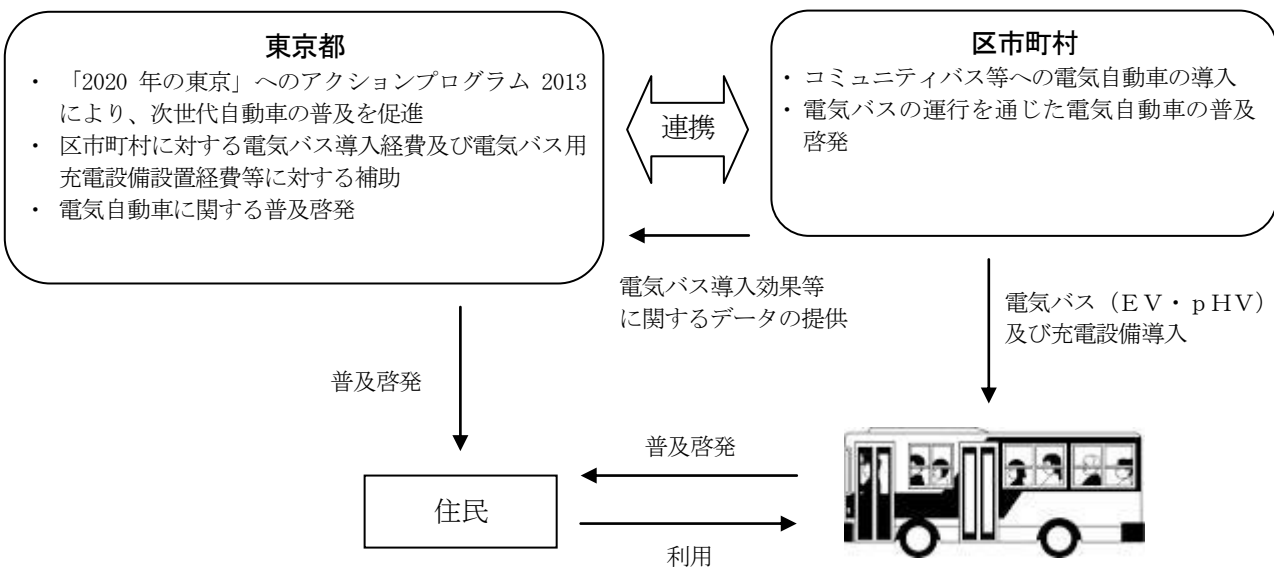
地域の公共交通機関であるコミュニティバス等、多くの地域住民の利用を目的として区市町村が主体的に運行を確保するバスに電気バス（プラグインハイブリッド車を含む）の導入を進めるとともに、電気バスを活用した普及啓発の実施により、環境性能に特に優れた電気自動車のより一層の普及を図る。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 運輸部門のエネルギー消費量は都内全体の総消費量の1/4を占め、そのうち約9割が自動車に起因するものとなっているため、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）等の次世代自動車の大量普及が不可欠である。
- ・ 電気自動車のより一層の普及を進めるためには、充電設備等インフラの整備や新技術の導入支援を進めるとともに、多くの人々が実際に電気自動車に接し、電気自動車のメリットを体感できる環境を整備した上で、都民に対する啓発を実施していく必要がある。
- ・ 都は「2020年の東京」へのアクションプログラム2013に基づき、都内における次世代自動車の一層の普及等を進めているが、一方でより多くの人々に電気自動車に対する理解を深め、購入への意識付けを促すための取組は、都民に身近な自治体である区市町村と一体となって進めていくことが重要である。
- ・ このことから、区市町村に対し、地域に密着した公共交通機関であるコミュニティバス等への電気バスの導入を支援するとともに、電気バスを活用した電気自動車の普及啓発を推進する。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

主に地域住民の利用を目的として区市町村が主体的に運行を確保するバスに電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「次世代自動車」という。）を導入する取組であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものを実施すること。

- ア 必要に応じて、充電設備及び当該充電設備に再生可能エネルギーを変換した電気を供給する設備の設置等を行うこと。
イ 取組の実施による次世代自動車等の利用実績及びエネルギー消費量等の削減の効果の集計及び検証をするとともに、その結果を公表し、次世代自動車等の利用推進を目的とした普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定

＜留意事項＞

(本事業の目標)

10程度の区市町村で取組を実施し、EVコミュニティバスの導入を推進

＜項目＞

ICT技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業

＜事業の目的＞

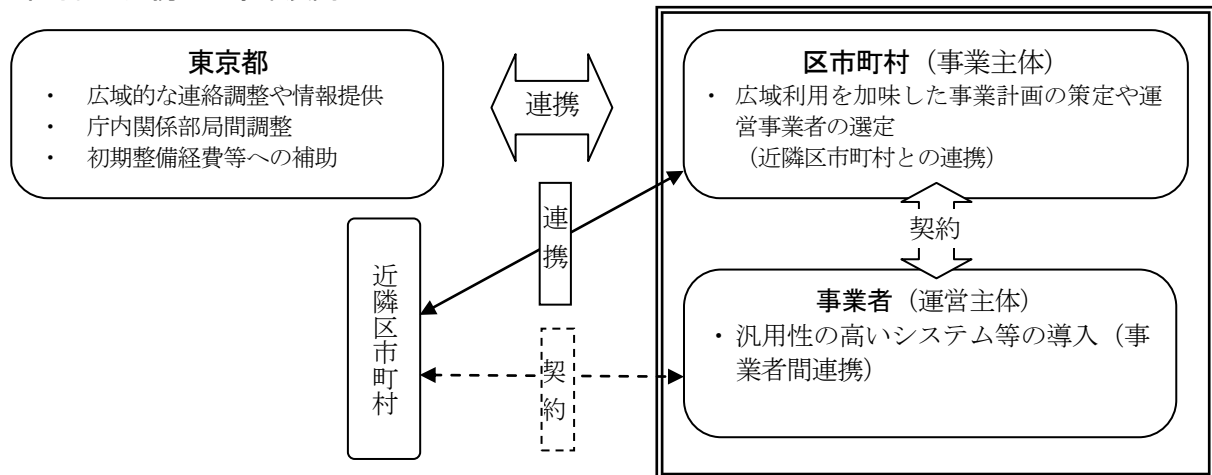
利用手続が簡便で通勤や業務、観光など多様な目的で自転車が共同利用される仕組である自転車シェアリングについて、区市町村の円滑な事業実施を支援し取組を後押しするとともに、区市町村間の連携を促進することで広域的な普及を図る。

＜都の取組の方向性＞

～2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比20%削減～

- ・ 運輸部門のエネルギー消費量は都内全体の総消費量の1/4を占め、そのうち約9割が自動車に起因するものとなっているため、次世代自動車の大量普及を進めるとともに、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図っていく必要がある。
- ・ 自転車シェアリングは地域における新たな公共交通機関として安価な利用料金で供する一方で、ハード整備に一定規模の費用を要することから収支を圧迫するなど、事業採算面での課題があり区市町村での取組が進展しない。
- ・ また、自転車利用に即した行政区域を越える利用環境を確保するには、都と区市町村並びに区市町村間での連携により、汎用性のある機器類で運用されることが重要である。
- ・ このことから、区市町村に対する技術面・情報面での支援に加え財政的な支援を実施することで、地域の実情に応じた区市町村間の連携を促進し、自転車シェアリングの広域的な普及を図る。

＜区市町村と連携した事業展開スキーム＞



＜補助対象事業＞

自転車シェアリングシステムを導入する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。
 ア 自転車シェアリングシステムの導入に係る計画の策定、調査又は事業の実施、費用対効果の検証その他の必要な取組を実施すること。
 イ アの取組の実施において導入する自転車シェアリングシステムは、他の区市町村との連携による相互利用が可能な汎用性の高いものであり、かつ、解錠、個人認証等の管理については、交通系ICカード、スマートフォン等を用いて簡便に自転車を利用できる方式を採用すること。
 ウ 必要に応じて、歩行者の安全対策、放置自転車の誘発防止対策など、自転車シェアリング運営事業者ではなく区市町村が地域の行政課題として対応するべき取組を実施すること。
 エ アの取組によるエネルギー使用量及びCO₂削減効果の集計及び検証を行うこと。
 オ ア及びウの取組の内容を周知するとともに、自転車シェアリングに係る普及啓発を行うこと。

＜補助対象経費＞

補助事業の実施に必要な経費として、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（ただし、自転車シェアリング設備の設置工事に係る経費を除く。）

【補助対象経費の上限】

- ソフト事業（計画策定等） … 10,000千円
- ハード事業（設備）
- ハード事業（安全対策等） } … 100,000千円（合算）

＜補助期間＞

3年度以内で事業期間を設定（実証期間を含め、4年以内の本格導入を見込む）

＜留意事項＞

補助対象のうち減価償却資産については、法定耐用年数の期間の経過前に、事業の継続が困難となった場合（実証実験については本格導入に至らなかった場合）は耐用年数に応じ補助金を返還。

（本事業の目標）

5程度の区市町村で取組を実施し、広域的な自転車シェアリングの導入を推進